岩手県地域密着型サービス外部評価調査員養成研修等取扱要領

（目的）

第１条　この要領は、岩手県地域密着型サービス外部評価機関選定等要領（以下「選定等要領」という。）第２条第３号の規定に基づき、県若しくは知事が指定した法人等（以下「指定研修機関」という。）又は選定等要領の規定に基づき評価機関の選定を受けた法人（以下「評価機関」という。）が行う評価調査員に対する研修の実施等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（実施主体）

第２条　研修は、県若しくは指定研修機関又は評価機関が行うものとする。ただし、評価機関が行うものは、第３条第２号に規定する研修に限る。

２　評価機関が行う研修について、第５条及び第12条の規定を準用する。この場合、「知事又は指定研修機関」又は「県又は指定研修機関」とあるのは「評価機関」と読み替えるものとする。

（研修の種類及び対象者）

第３条　研修の種類及び対象者は次のとおりとする。

　(１)　評価調査員養成研修

評価機関に属する者（予定を含む。）であって、新たに評価調査に従事しようとする者

　(２)　フォローアップ研修

評価機関に属する者であって、現に評価調査に従事している者

（研修のカリキュラム）

第４条　研修のカリキュラムは、別表のとおりとする。

　　なお、受講者が、他の都道府県若しくは他の都道府県知事が指定した法人等又は評価機関が実施する研修を受講した者であって、当該研修の科目が別表で規定する科目の内容と重複している場合は、当該科目の受講を免除することができるものとする。

（修了証の交付等）

第５条　知事又は指定研修機関は、研修修了者に対し修了証を交付するとともに、研修修了者について、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記載した名簿を作成し、管理するものとする。なお、評価機関は、研修修了者について、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記載した名簿を作成し、管理するものとする。

（研修機関の指定）

第６条　研修機関の指定を受けようとする者は、研修事業に着手しようとする日の30日前までに、研修機関指定申請書（様式１）に次の書類を添えて知事に提出しなければならない。

　(１)　申請者が法人であるときは定款、寄付行為等及び登記事項証明書

　(２)　申請者が法人格を有しない団体等であるときは⑴に準じた概要資料

　(３)　直近の決算に係る事業報告書及び収支決算書

　(４)　研修事業の実施計画書

　(５)　研修事業の収支予算書（受講料の算定根拠を含む）

　(６)　研修講師一覧

　(７)　その他知事が必要と認める書類

２　知事は、前項の書類を受理したときは、内容を審査のうえ、その結果を研修機関指定（不指定）通知書（様式２）により申請者に通知するものとする。

（指定の要件）

第７条　研修機関の指定の要件は次のとおりとする。

　(１)　評価調査員が所属する評価機関を運営する法人等以外の者であること。ただし、評価調査員が所属する評価機関を運営する法人等であって、研修を実施する部署と評価を実施する部署とが独立した関係にあるなど、研修の実施状況を客観的に確認することができると知事が認める場合はこの限りでない。

　(２)　講師、会場等の研修体制及び事務処理体制が確保されていること。

　(３)　会計帳簿、決算書類等が整備されているとともに、適正な経理処理が行われていること。

　(４)　研修修了者の名簿を継続的に管理する体制が確保されていること。

（指定の有効期間）

第８条　研修機関の指定の有効期間は１年間とする。

２　前項の有効期間の更新を希望する指定研修機関は、有効期間満了の30日前までに、研修機関指定更新申請書（様式３）に第６条第１項各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。ただし、添付書類の内容に変更がない場合は、当該書類の添付を省略することができるものとする。

３　知事は、前項の書類を受理したときは、内容を審査のうえ、その結果を研修機関指定更新（非更新）通知書（様式４）により申請者に通知するものとする。

（変更又は廃止の届出）

第９条　指定研修機関は、提出した書類の内容等に変更が生じたときは、指定研修機関変更届出書（様式５）に変更後の書類を添えて、遅滞なく知事に提出しなければならない。

２　指定研修機関は、指定に係る研修事業を廃止しようとするときは、あらかじめ、指定研修機関廃止届出書（様式６）により、知事に届け出なければならない。

（指定の取消）

第10条　知事は、指定研修機関が第７条に規定する要件を欠くに至ったと認められる場合その他指定研修機関として不適切であると認められる場合は、研修機関の指定を取消すことができる。

（研修事業実施上の留意事項）

第11条　指定研修機関は、研修の円滑な実施のため、以下について適切に対応しなければならない。

　(１)　受講者に研修内容等を明示するため、少なくとも次に掲げる事項を明らかにした規程等を定めること。

ア　研修事業の名称

イ　実施場所

ウ　研修期間

エ　研修課程

オ　講師氏名

カ　研修修了の認定方法

キ　受講資格

ク　受講手続

ケ　受講料　等

　(２)　受講者ごとに研修の受講状況を把握し、必要事項を記録保存すること。

　(３)　研修事業の運営上知り得た個人の秘密の保持について厳格に行うこと。

（研修の実施）

第12条　研修は、県若しくは指定研修機関又は評価機関が適当と認めたものを講師として実施する。

２　県若しくは指定研修機関又は評価機関は、研修に係る実費（資料代等）について、受講者に負担を求めることができる。

３　評価機関が研修を実施した場合は、研修実施報告書（様式７）に次の書類を添えて、実施後30日以内又は３月31日のどちらか早い日までに、知事に報告するものとする。

　(１)　研修次第

　(２)　研修資料

　(３)　修了者名簿

附　則

この要領は、平成23年６月14日から施行する。

附　則

この要領は、平成27年10月１日から施行する。

　　　附　則

　この要領は、平成28年６月６日から施行する。

別表

１　評価調査員養成研修カリキュラム

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 科　　　目 | 内　　　　容 | 時　間 |
| 高齢者が地域で暮らし続けるための介護の理解 | ①　地域での高齢者の暮らし②　認知症をもたらす病気③　認知症の人の特徴とたどる経過④　これからの高齢者及び認知症の人の介護 | 講義演習 | 100分20分 |
| 小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型共同生活介護の基本理解 | ①　歴史②　特徴と役割③　制度の理解④　現状と課題 | 講義演習 | 180分60分 |
| サービス評価の必要性と目的 | ①　サービス評価の目的②　サービス評価の位置付け③　サービスの質の確認 | 講義演習 | 90分30分 |
| サービス評価の流れと手続き | ①　サービス評価の進め方②　評価項目の内容と理解③　訪問調査の具体的な手法 | 講義演習 | 200分40分 |
| 訪問調査実習 | ①　実地訪問調査②　調査報告書記入演習 | 訪問演習 | 330分150分 |
| 実習を踏まえた調査方法、項目の理解 | ①　調査方法について②　評価項目の理解について③　報告書記入方法について | 講義演習 | 150分180分 |
| 研修のまとめ | 筆記試験又はレポート作成 |  | 30分 |
| 計 |  |  | 1,560分 |

※　上記カリキュラムを満たした上で、評価調査員として必要と思われる内容を追加することは差し支えない。

２　フォローアップ研修カリキュラム

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 科　　　目 | 内　　　　容 | 時　間 |
| 外部評価制度の動向について | ①　外部評価制度の動向について②　介護サービス情報の公表制度と外部評価制度の趣旨及び目的等の理解 | 講義 | 90分 |
| 外部評価の課題整理 | 外部評価の今までの振り返り | 演習 | 30分 |
| 評価項目の内容、理解 | ①　評価項目の改定について②　評価項目の内容 | 講義 | 90分 |
| 評価調査員の力量向上に向けて | ①　事業所との対話方法（ヒアリング演習）②　外部評価票の記入方法（記述演習） | 講義 | 90分 |
| 計 |  |  | 300分 |

※　上記カリキュラムを満たした上で、評価調査員として必要と思われる内容を追加することは差し支えない。

様式１

第　号

年　月　日

岩手県知事　　　　　　　　様

（所在地）

（法人等名）

（代表者職氏名）

研修機関指定申請書

地域密着型外部評価に係る評価員の研修機関の指定を受けたいので、岩手県地域密着型サービス外部評価調査員養成研修等取扱要領第６条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

１　指定研修機関としての研修事業開始予定年月日

年　　月　　日

２　添付書類

　(１)　申請者が法人であるときは定款、寄付行為等及び登記事項証明書

　(２)　申請者が法人格を有しない団体等であるときは⑴に準じた概要資料

　(３)　直近の決算に係る事業報告書及び収支決算書

　(４)　研修事業の実施計画書

　(５)　研修事業の収支予算書（受講料の算定根拠を含む）

　(６)　研修講師一覧

　(７)　その他知事が必要と認める書類

担当者

所属・職・氏名・連絡先

様式２

第　号

年　月　日

（法人名）

（代表者職氏名）　様

岩手県知事

研修機関指定（不指定）通知書

年　　月　　日付け　　号で申請のあった地域密着型外部評価に係る評価員の研修機関の指定について、貴　　を指定する（指定しない）こととしたので通知します。

記

　指定の有効期間

　　　　　年　　月　　日～　　　年　　月　　日

　※　不指定の場合は、その理由を記載すること。

様式３

第　号

年　月　日

岩手県知事　　　　　　　　様

（所在地）

（法人等名）

（代表者職氏名）

研修機関指定更新申請書

地域密着型外部評価に係る評価員の研修機関の指定を更新したいので、岩手県地域密着型サービス外部評価調査員養成研修等取扱要領第８条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

１　添付書類

　(１)　申請者が法人であるときは定款、寄付行為等及び登記事項証明書

　(２)　申請者が法人格を有しない団体等であるときは⑴に準じた概要資料

　(３)　直近の決算に係る事業報告書及び収支決算書

　(４)　研修事業の実施計画書

　(５)　研修事業の収支予算書（受講料の算定根拠を含む）

　(６)　研修講師一覧

　(７)　その他知事が必要と認める書類

※　添付書類について、提出済のものと変更がない場合は、添付を省略できること。

担当者

所属・職・氏名・連絡先

様式４

第　号

年　月　日

（法人名）

（代表者職氏名）　様

岩手県知事

研修機関指定更新（非更新）通知書

年　　月　　日付け　　号で申請のあった地域密着型外部評価に係る評価員の研修機関の指定について、更新する（更新しない）こととしたので通知します。

記

　更新後の指定の有効期間

　　　　　年　月　　日～　　　年　　月　　日

※　非更新の場合は、その理由を記載すること。

様式５

第　号

年　月　日

岩手県知事　　　　　　　　様

（所在地）

（法人等名）

（代表者職氏名）

指定研修機関変更届出書

年　月　日付け　第　号で地域密着型外部評価に係る評価員の研修機関の指定を受けたことについて、下記のとおり変更が生じましたので、岩手県地域密着型サービス外部評価調査員養成研修等取扱要領第９条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

１　変更事項

２　変更内容

|  |  |
| --- | --- |
| 変更前 | 変更後 |
|  |  |

３　変更年月日

　※　変更内容が確認できる資料を添付すること。

担当者

所属・職・氏名・連絡先

様式６

第　号

年　月　日

岩手県知事　　　　　　　　様

（所在地）

（法人等名）

（代表者職氏名）

指定研修機関廃止届出書

　　　　年　月　日付け　第　号で指定を受けた地域密着型外部評価に係る評価員の研修事業を廃止したいので、岩手県地域密着型サービス外部評価調査員養成研修等取扱要領第９条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

１　廃止予定年月日

２　廃止理由

担当者

所属・職・氏名・連絡先

様式７

第　号

年　月　日

岩手県知事　　　　　　　　様

（所在地）

（法人等名）

（代表者職氏名）

研修実施報告書

　下記のとおりフォローアップ研修を実施したので、岩手県地域密着型サービス外部評価調査員養成研修等取扱要領第12条の規定に基づき、報告します。

記

１　研修実施年月日

２　研修の内容

　　別添資料のとおり